

瑞穂地区区長会会則

(名称)

第1条 この会は、瑞穂地区区長会と称する。

(目的)

第2条 この会は、各集落及び地区内における諸問題について連携協議し、住みよい地域づくりを目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 住みよい地域づくりのための協議・研究

(2) その他、この会の目的達成に関する事項

(事務局)

第4条 この会の事務局は、瑞穂地区公民館内に置く。

(組織)

第5条 この会は、地区内の各集落の区長をもって組織する。

(役員)

第6条 この会に、会員の互選により次の役員を置く。

会 長 1名 副会長 1名

(役員の仕事)

第7条 会長はこの会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときもしくは会長が欠けたとき、その職務を代行する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は1年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 この会の会議は、必要に応じ会長が召集し開催する。

(その他)

第10条 この会の会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則

この会則は、平成20年5月1日から施行する。